

【報告事項】 令和 7 年度事業計画並びに収支予算について

令和 7 年度 事業計画

(令和 7 年 4 月 1 日から令和 8 年 3 月 31 日まで)

I 令和 7 年度活動理念

一般社団法人尾鷲法人会は、事業の一層の活性化を図るとともに効率的な組織運営並びに法人会活動の更なる充実に努め、より公共性の高い「公益法人」を目指します。

「法人会の理念」に則り、「法人会は税のオピニオンリーダーとして、企業の発展を支援し、地域の振興に寄与し、国と社会の繁栄に貢献する経営者の団体である」ことを理念とし、法人会の活動目的を達成するため、一体となって組織的な事業活動を展開します。

また、法人会活動の更なる活性化のために、会員確保及び会財政の健全化の対応に一層力を注ぎ、地域の発展と活気溢れ信頼される法人会の確立を目指すために、以下の基本方針に基づき諸施策に取り組みます。

II 基本方針

1 納税意識の向上と税知識の普及に資するための施策の推進

会員に対する普及活動はもとより、広く一般にも目を向けた活動の実施を講ずるものとし、税制関連の研修・講話等の充実に努めるとともに、有益な資料を作成する等により会員及び非会員に対する適切な広報を実施する。

また、将来を担う小学校高学年児童に対する租税教室の充実に努めるほか、「税を考える週間」への協賛事業を積極的に実施するとともに、税務当局との連絡協調を保ち、あらゆる機会を通じて納税者と税務当局の間の相互信頼・理解の醸成に努め、広く税知識の普及を通じて納税道義の高揚を図り、公正な税制と円滑な税務行政の執行に寄与する。

さらに、e-Tax 普及のために、税務当局及び税務関連団体等とも連携しながら、電子申告の意義の重要性を訴え、役員企業並びに会員企業の更なる利用推進に努める。

2 税制に関する調査研究と要望活動の推進

健全な納税団体として、中小零細企業の租税負担の軽減と合理・簡素化及び適正な税制確立のため、税制等の調査・研究を行い、会員に周知するとともに、税制（使途問題を含む）に関する会員の意見を集約し、その意見が税制に反映されるよう、関係機関に対し要望活動を展開する。

3 研修の充実に研修支援活動の推進

法人会の基幹事業である税法・税務関係研修をはじめ、企業経営の健全化並びにその発展に資するために、多種多様な研修・セミナーの開催に積極的に努める。

開催に当たっては、会員等のニーズを的確に把握し、その内容が魅力あるものとなるよう十分検討する。

なお、会員企業に加えて一般にも対象を広げ公益性を高めるとともに、参加人員の増加に努める。また、企業を取り巻く経営環境を踏まえ、各種の経営支援事業を推進する。

4 広報活動の推進

法人会の知名度向上、会員への会活動の周知、会員加入勧奨のための広報活動の充実に努め、

広く一般に対しての税の啓発活動、経営支援活動、社会貢献活動の推進に努める。
広報誌等の内容の充実を図り、特に、公益的な事業については、広報活動を積極的に推進する。

5 社会貢献活動の推進

法人会は公益法人として社会からの信頼を得て、地域に密着した活動を展開することが求められ、民間活力による社会への貢献が重要な課題になることから、組織力を十分に活かし、積極的かつ継続的に社会貢献活動を実施する。

また、関連機関と協力して取り組むとともに、地域教育機関等との連携のもと租税教育を積極的に推進する。

6 関係外部機関との連絡協調

尾鷲税務署などの税務関係諸官署及び税務関係諸団体との連絡協調は、税に関する事業を基本とする法人会にとって欠かすことのできない重要なテーマであり、より一層密になるよう努める。

また、地域社会貢献活動の実施に当たっては、地方公共団体及び地域関係諸団体との協調に努める。

7 法人会体制の整備

時代に即した組織運営体制が望まれ、適切に対応することに配慮しつつ、諸規程・管理体制等所要の整備を行い、三重県法人会連合会及び他会との連携強化に努める。

また、ITを活用した新たな会員サービス事業の拡充、効率的な事務運営のためのシステム整備や個人情報の管理の徹底を図る。

III 主な事業計画

実施事業

1 税を巡る諸環境の整備改善等を図るための事業（継1）

【事業の趣旨】

本会は、名古屋国税局より社団法人の許可を受け、昭和63年5月の創設当時より、正しい税知識の普及、納税意識の高揚並びにすべての中小零細企業に相応した税制確立のための提言活動を行っている。

また、地域企業に、より適正な申告と納税が行われるよう研修会や説明会、講習会、広報活動並びに税制提言活動を行い、税務行政が円滑に執行されることを目的として、国政の健全な運営の確保に資する事業を行う。

【事業の内容】

【1】税知識の普及を目的とする事業（継1・研修相談事業）

国税及び地方税に係る官公署等との連絡協調のもと、健全な納税者団体として研修会を通じて税知識の普及に努める。

(1) 税法・税務関係研修

<本 会>

税務研修会

尾鷲税務署法人課税担当官を講師として、法人税、所得税、消費税及び相続税等に関する改正情報や、源泉所得税に係る実務並びにe-Tax等の税務手続きに関する事項をテーマとして開催する。

<女性部会>

尾鷲税務署・法人課税部門統括国税調査官を講師として、「地元名所巡りと野外研修」として国税等に関する研修会を開催する。

(2) 新設法人説明会

尾鷲税務署主催で、尾鷲税務署管内において新たに設立された全法人を対象に、税務上必要な申請・届出等の手続きをはじめ、事業の開始に際しての法人税法上の留意点等についての理解を促すことを目的として、5月に開催予定である。

本会は説明会の開催に当たり、会場の手配や受付等運営全般に係る形で協力する。

(3) 税務署長等による講演会

税金は、非常に身近なものであるにも関わらず、複雑かつ難解で、敷居が高いと感じる納税者が多いため、尾鷲税務署の署長、担当官等による税をテーマにした講演会を開催する。対象者は尾鷲税務署管内の法人企業を対象とし、日程・内容は地元新聞に掲載し、会員に限定せず会員以外に対しても参加を募り無料で実施する。

(4) 広報誌による税情報等の発信

<本 会>

毎年1月と8月の年2回広報誌を発行、1回あたり650部程発行し税務当局、紀州県税事務所、尾鷲市提供の税に関する情報等も掲載し、管内金融機関や官公庁及び商工会議所窓口などに設置し会員以外の方も閲覧可能とし周知に努める。

<青年部会>

事業活動等を本会広報誌に青年部会だよりを掲載し、活動の詳細を報告する。

<女性部会>

事業活動等を本会広報誌に女性部会だよりを掲載し、活動の詳細を報告する。

【2】納税意識の高揚を目的とする事業（継1・租税教育事業）

国税庁の定める「税を考える週間（11/11～11/17）」においては、健全な納税者団体として税金の仕組みや税の使われ方を教育する租税教育事業を通じて納税意識の高揚に努め、税務行政の円滑な執行に寄与するとともに、国政の健全な運営の確保に資することを目的とした事業を行う。

(1) 親子映画会

<女性部会>

夏休みに小学生を対象に租税教育親子映画会を開催し、楽しみながら納税意識の高揚を図る事業の充実に努める。昨年度は尾鷲市民文化会館にて開催。本年度は令和7年8月3日（日）に熊野市文化交流センターにて開催を予定している。

また、尾鷲税務署法人課税部門統括官に協力を願い、税の啓発用マンガ本やグッズ等を配布することにより、納税意識の高揚を図る内容となるよう十分に検討して実施する。

告知方法はチラシ・ポスターのほか地元新聞や教育委員会を通じて周知する。

(2) 税に関する絵はがきコンクール

<女性部会>

尾鷲税務署管内全小学校児童の主に6年生を対象とするが複式学級の場合5年生も対象

となることがある。各納税団体等の租税教室等を中心として、学校、教育委員会を通じ募集活動を行い、絵はがきを描くことで楽しみながら納税意識の高揚を図ることができる内容とする。優秀作品については表彰を行い、当地域の諸施設において「税を考える週間（11/11～11/17）」中展示を行う。

(3) 租税教室

＜女性部会＞ ＜青年部会＞

尾鷲税務署管内の小学 5・6 年児童を対象に、租税教室を開催する。尾鷲税務署法人課税部門統括官、担当官の協力を得て児童が関心を持てるよう工夫を凝らし、楽しみながら税の必要性を学ぶ授業を行うことで、納税意識の高揚を図ることとする。

(4) 税を考える週間広報活動

＜女性部会＞

11 月の「税を考える週間」にあわせて尾鷲税務署管内公共施設、金融機関等約 50 ヶ所で税金標語板の取替えを行う。部会員より標語を募集し 1 点を選び当年度の標語として納税意識の高揚を図ることとする。

【3】税制及び税務に関する調査研究並びに提言に関する事業（継 1・税制提言事業）

(1) 税制改正提言事業

＜本 会＞

公益財団法人全国法人会総連合（全法連）においては、毎年、全国の中小企業の租税負担の軽減と合理・簡素化及び適正公平な課税、税制及び税務に関する提言を行うため、全国各法人会会員から税制に関する意見要望を取りまとめ、税制改正の提言を決議し、法人会全国大会（全国法人会総連合主催）で発表後、関係機関等に対し要望活動を行っている。

本会においても会員を中心に税制に関する意見要望を取りまとめ、一般社団法人三重県法人会連合会（三重県連）を通じて全法連に上申する。

税制及び税務に関する提言は、すべての企業に関連した内容となっており、全法連では、決議された要望事項を有効なものとするため、国レベル、県連レベル、単位会（各法人会）レベルで関係機関等に対し要望する。

また 10 月 16 日（木）、高知市で開催予定の「法人会全国大会(高知大会)」に参加し、発表された税制及び税務に関する提言書を、尾鷲市・熊野市・紀北町・御浜町・紀宝町の各市長、町長及び各議会議長に提出し、積極的な要望活動を実施する。

なお、税制及び税務に関する提言書については、全法連のホームページにおいて公開する。

(2) 一般社団法人三重県法人会連合会運営研究会

＜本 会＞

県内の 8 単位会の本会会員が集い、税制、財政及び地域社会の健全な発展等法人会の目的を達成するための情報交換、意見交換並びに発表、討論を行う。

当該事業は、4 年に一度の開催としており、一般社団法人三重県法人会連合会が主催し、県下の 8 単位会が持ち回りで主管し開催する。

本年度は伊勢法人会を主管として伊勢市にて開催予定である。

(3) 全国青年の集い（第 39 回法人会全国青年の集い「山梨大会」甲府市）

<青年部会>

全国の青年経営者が集い、税制・財政及び地域社会の健全な発展等、法人会の目的を達成するための情報交換、意見交換並びに討論を、全法連の主催で 11 月 20 日（木）～21 日（金）に開催予定である。

特に近年は「税のオピニオンリーダー」としての自覚のもと、全国の青年部会が足並みをそろえて「租税教育事業」の新たな発展を図るために、全国からエントリーされた活動事例発表を通じ「租税教育事業」の新たな発展を図るための場が設けられるため、積極的に参加するものとし、この大会で学んだノウハウや問題点を今後の事業に活かすこととする。

この事業は全法連が主催し、傘下の都・道・県法人会連合会が主管し開催している。

(4) 全国女性フォーラム（第 19 回全国女性フォーラム「北海道大会」札幌市）

<女性部会>

この事業は全法連主催により、9 月 18 日（木）、札幌市にて開催予定で、全国の女性経営者が集い、税制、財政及び地域社会の健全な発展等に寄与するための情報交換、意見交換並びに記念講演会が行われる。

特に女性部会は多様化する法人会事業の担い手として大きな役割を有しており、女性の視点に立った租税教育等の事例発表から、そのノウハウや課題点を学び取り、今後の事業に活かすよう努める。

この事業は全法連が主催し、傘下の都・道・県法人会連合会が主管し開催している。

(5) 一般社団法人三重県法人会連合会青年部会連絡協議会

<青年部会>

三重県内の 8 単位会の青年部会員が集い、税制・財政及び地域社会の健全な発展等法人会の目的を達成するための情報交換、意見交換並びに討論を行う。

特に各法人会が展開する事業の担い手として「法人会活動を活性化するために青年部会に求められるもの」を毎回のテーマに開催。

この事業は、三重県連が主催し、各単位会が持ち回りで主管し隔年で開催するため、本年度は伊勢法人会が主管として開催する。

さらに、三重県、愛知県、静岡県、岐阜県の 4 県で東海大会を開催し、広く情報交換、意見交換並びに討論を行う。

(6) 一般社団法人三重県法人会連合会女性部会連絡協議会

<女性部会>

三重県内の 8 単位会の女性部会員が集い、税制・財政及び地域社会の健全な発展等法人会の目的を達成するための役員会での情報交換、意見交換並びに討論を行う。

特に各法人会が展開する事業の担い手として「法人会活動を活性化するために女性部会に求められるもの」を毎回のテーマに開催。

この事業は、三重県連が主催し、各単位会が持ち回りで主管し隔年で開催するが、本年度は開催しない。

2 地域の経済社会環境の整備改善等を図るための事業（継2）

【事業の趣旨】

法人会では、地域に根ざす法人会の活動の重要な柱の1つとして、平成4年から「企業経営及び社会の健全な発展に貢献」することを基本的指針に掲げ活動を行う。

そして、平成8年より全国の法人会が各地域において社会貢献事業を積極的に行うことになり、本会も、主に尾鷲税務署管内の地域企業の経営に役立つ研修会を通じた「地域企業の健全な発展に資する事業」を実施し、また、中小零細企業単独では難しい企業の社会的責任（CSR）を果たすため、団体としての組織力を活用し、「地域社会への貢献を目的とする事業」を行う。

【事業の内容】

【1】地域企業の健全な発展に資する事業（継2：経営支援事業）

本会が存する尾鷲税務署管内を中心とした地域経済の活性化を図るために、地域企業の経営に役立つ会計・経営・労務・法務など必要なテーマを選定し、研修会、講演会を行うことで地域企業の健全な発展に資する事業を行う。

なお、これらの研修会等の案内は、チラシや地元新聞等に掲載し会員以外の参加も可能とする。

(1) 経営・政治経済・文化講演会

<本 会>

無料公開事業として、著名人による講演会を2市3町の商工会議所及び商工会、他団体との共催も予定し開催する。

開催案内はチラシや地元新聞に掲載記事、広告により周知する。

<各支部>

無料公開事業として、各支部において、経営、政治経済、文化講演会を開催する。

開催案内はチラシや地元新聞に掲載記事、広告により周知する。

【2】地域社会への貢献を目的とする事業（継2：社会貢献事業）

本会が存する尾鷲税務署管内を中心とした地域社会への貢献を図るために、地域住民を対象として地域企業の健全な発展に資する事業に積極的に取り組む。

(1) 社会貢献チャリティーバザー開催

<女性部会>

主に、本会会員を対象として、バザー提供品の寄付を募り尾鷲商工会議所にてチャリティーバザーを開催し、収益金により管内公共施設へ備品寄贈を行う。

開催案内は地元新聞に掲載記事と広告により周知する。

(2) 清掃活動・美化活動

<女性部会>

管内地域で女性部会「紀北支部」「南紀支部」それぞれの場所で清掃活動・美化活動を行う。

支部合同で実施する場合もある。

(3) 地域貢献活動

<各支部>

各支部の事業として、ボランティア団体や地域イベント等へ参加協力や助成を行う。

IV その他事業等

1 会員の福利厚生等に資する事業（他1）

【事業の趣旨】

会員企業が経営者及びその従業員の福利厚生に資する事業として団体加入による優遇制度を利用した保険制度への加入を推進している。本会会員企業は、団体保険料により割安な保険料で加入することができる。

【事業の内容】

(1) 経営者大型総合保障制度の普及・推進

当該制度は、経営者や従業員の病気・事故による死亡、高度障害、入院等、国内外を問わず保障する全法連の制度であり、本会では地域企業の福利厚生制度の充実と経営安定化のため、普及・推進に努める。

(2) 任意労災全プランの普及・推進

当制度は、政府労災保険の上乗せ保障制度で、労災認定を待たずに工作中や通勤途中の事故による傷害に対応する全法連の制度であり、本会では地域企業の経営安定化のための普及・推進に努める。

(3) がん保険制度の普及・推進

本会は地域企業の福利厚生制度の充実と経営の安定化のため、全法連のがん保険制度の普及・推進に努める。

2 会員の交流に資するための事業（他2）

【事業の趣旨】

多業種で構成された会員のため、様々な情報交換等の交流に資するための事業を行う。また、会員増強を推進する。

【事業の内容】

【1】会員支援事業（他2・会員支援事業）

(1) 情報交換懇談会

総会終了後、当年度の活動方針、重点施策等につき協議を行い、目標実現に向け意思統一を行うことを目的に開催する。

<本 会>

5月26日、おわせサンプラザにおいて第13回通常総会後に開催する。

<女性部会>

6月13日、シティホテル望月において第13回報告会後に開催する。

(2) 支部合同研修会・新春合同研修会

新年を迎えるにあたり本会、青年部会、女性部会の会員が交流することを目的に開催する。

<本会>

2月に会員同士の交流を深めることを目的に支部合同研修会終了後に懇談会を開催する。

<青年部会・女性部会>

1月に会員同士の交流を深めることを目的に合同研修会終了後に懇談会を開催する。

(3) 視察研修旅行

バス等を利用し施設等の視察及び見学会を行い、車中では税に関するビデオ研修やクイズを実施し税に関する知識を深めるとともに参加者の親睦、交流を深めることを目的に開催する。

< 本会 >

隔年実施のため、本年度は実施予定なし。

< 女性部会 >

隔年実施のため、本年度は7月頃を予定している。

(4) 教養講座

< 女性部会紀北支部・南紀支部 >

12月、両支部合同で教養講座として講師を招き、フラワー教室を開催する。

3月頃、両支部合同で教養講座として味噌造り教室を開催する。

教養講座開催、実施については、支部合同で開催、実施する場合もある。